

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

沖縄県立離島児童生徒支援センター所長 殿

(住所)

(商号)

(代表者氏名)

印

私は、沖縄県が、沖縄県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団員による不当な行為を助長することとならないように、暴力団員はもとより暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識した上で、下記事項について了解し、誓約いたします。

記

- 1 沖縄県立離島児童生徒支援センター電力供給契約書（単価契約）第 12 条（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません

暴力団排除条項 抜粋

第 12 条

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 2 この誓約に違背した場合は、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。